

## 次期計画の概要について

### 1 地方公共団体スポーツ推進計画策定について

#### 【第1期・第2期富士見市スポーツ推進計画策定時】

##### (1) 地方スポーツ推進計画について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づき、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとされてきました。

#### 【スポーツ基本法改正（令和7年6月20日公布・令和7年9月1日施行）】

##### (1) スポーツ基本法第10条第1項の改正

都道府県及び市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

##### (2) スポーツ基本法第10条第2項の新設

地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。

※必ずしも単独の地方スポーツ推進計画である必要はなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置づけることも可能であること。

※スポーツ実施率をはじめとする数値目標の設定については、地方公共団体の判断に委ねられていること。

#### 【スポーツ基本法改正に伴う整理】

第6次基本構想・第2期基本計画の「8-11 スポーツで元気になる」「8-12 スポーツにより交流が活性化する」でスポーツ行政を位置づけていることから、第2期基本計画と一体にすることが可能ですが、一体にするための課題整理及び関係課との調整ができていない現状です。

### 2 次期計画の考え方

次期計画については、第2期基本計画と一体にせず別計画として策定しますが、第2期基本計画の数値目標及び内容とリンクさせることで、相互に評価ができるような計画を検討します。

### 3 第6次基本構想・第2期基本計画との関係

